

関係各位

平成26年2月1日以降適用の「公共工事設計労務単価」並びに
「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について（一部訂正）

平成26年2月1日以降適用の公共工事等設計労務単価（新労務単価）並びに設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）について、2月5日付お知らせで通知いたしましたが、1. 措置の内容の（1）について下記のとおり取り扱うことに訂正いたします。

記

1. 措置の内容

訂 正 前	訂 正 後
(1) 平成26年1月31日以前に入札公告並びに指名通知し、平成26年2月1日以降契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で、旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、受注者の請求によって平成26年2月1日以降適用の新労務単価並びに新技術者単価に基づく請負（委託）代金額に変更できるものとします。	(1) 平成26年1月31日以前に入札公告並びに指名通知し、平成26年2月1日以降契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で、旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、 受注者の請求によって機労材すべてについて平成26年2月1日以降適用の単価に変更できるものとします。